

分譲宅地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目	面積 (平方メートル)	予定価格(円)
				入札保証金(円)
1	鹿角市十和田毛馬内字寺ノ上33番33	宅地	359.84	1,518,000
				152,000
2	鹿角市十和田毛馬内字寺ノ上33番72	宅地	324.15	1,822,000
				183,000

物件番号1は、秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例（平成22年3月30日秋田県条例第19号）適用後の予定価格です。

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込みの場所及び期間

番号	場所	期間
1、2	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による	令和4年5月27日（金）午後1時から同年6月14日（火）午後2時まで

3 入札執行の場所及び期間

番号	場所	期間
1、2	公有財産売却システムによる	令和4年6月28日（火）午後1時から同年7月5日（火）午後1時まで

4 開札日時

番号	場所	期日
1、2	公有財産売却システムによる	令和4年7月5日（火）午後1時

5 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

なお、この登録は期間中1回に限り行うことができる。

6 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できる者
- (3) 公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインを承諾、遵守する者
- (4) 2により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者
- (5) 契約締結から1年以内の住宅建設を予定している者
- (6) 物件番号1については、秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例（平成22年3月30日秋田県条例第19号）第2条第1項第1号から第5号に該当する者

7 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

- (1) 仮申込み  
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込手続を行うこと。
- (2) 申込手続  
7(1)により仮申込みを完了した後、2で掲げた期日までに所定の申込書により、秋田県建設部建築住宅課に一般競争入札への参加を申込みものとする。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、1に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。

9 契約に関する事項

落札者は、令和4年7月12日（火）までに契約締結しなければならない。

10 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和4年8月5日（金）までに当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

11 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

12 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田県は公有財産売却システム上で開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、公有財産売却システム上の自動抽選により、落札者を決定する。

13 その他

詳細に関しては、秋田県建設部建築住宅課調整・住宅政策班（電話018-860-2436）に照会のこと。